

平成30年度 保育料(利用者負担額)表

1号認定(教育標準時間認定)子どもの保育料表

幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)

階層	階層区分	保育料(月額)
1	生活保護世帯	0円
2	市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯含む)	3,000円 (0円)
3	市民税所得割課税額 77,101円未満	10,100円 (3,000円)
4	市民税所得割課税額 169,000円未満	18,200円
5	市民税所得割課税額 211,200円以下	19,400円
6	市民税所得割課税額 211,201円以上	24,600円

注1)3歳から小学校3年までの間に通園・通学しているきょうだいがいる場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。なお、2・3階層に該当する世帯については、子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最年長の子どもから順にカウントします。

注2)ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯等で、2・3階層に該当する場合は、()内の金額となり、2人目以降は無料となります。

注3)2階層に該当する世帯の2人目以降は無料になります。

2号・3号認定(保育認定)子どもの保育料表

保育所、認定こども園(保育所部分)

階層	階層区分	保育料(月額)			
		3歳以上(2号認定)		3歳未満(3号認定)	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
B	市民税非課税世帯	6,000円 (0円)	6,000円 (0円)	9,000円 (0円)	9,000円 (0円)
C	市民税所得割課税額 48,600円未満	15,000円 (6,000円)	14,800円 (6,000円)	18,000円 (8,500円)	17,800円 (8,400円)
D0	市民税所得割課税額 57,700円未満	19,000円 (6,000円)	18,800円 (6,000円)	22,000円 (9,000円)	21,800円 (9,000円)
D1	市民税所得割課税額 77,101円未満	19,000円 (6,000円)	18,800円 (6,000円)	22,000円 (9,000円)	21,800円 (9,000円)
D2	市民税所得割課税額 97,000円未満	22,000円	21,800円	25,000円	24,600円
D3	市民税所得割課税額 169,000円未満	28,000円	27,600円	35,000円	34,600円
D4	市民税所得割課税額 301,000円未満	30,000円	29,600円	40,000円	39,400円
D5	市民税所得割課税額 397,000円未満	30,000円	29,600円	40,000円	39,400円
D6	市民税所得割課税額 397,000円以上	31,000円	30,600円	50,000円	49,200円

注1)0歳から小学校就学前までの間に通園しているきょうだいがいる場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。なお、B～D0階層に該当する世帯については、子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最年長の子どもから順にカウントします。

注2)ひとり親世帯、在宅の障害児(者)がいる世帯等で、B～D1階層に該当する場合は、()内の金額となり、2人目以降は無料となります。また、子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最年長の子どもから順にカウントします。

注3)お子さんが3歳(2号認定)となった場合でも、年度末までは3歳未満(3号認定)の保育料となります。

注4)B階層に該当する世帯の2人目以降は無料になります。

平成30年度の保育料について

多子世帯における保育料負担軽減の拡大について

「年収約360万円未満相当世帯」に限り、多子世帯の算定基準となる者の範囲が
平成27年度まで 平成28年度から

1号認定子ども ⇒ 小学校3年生まで
2・3号認定子ども ⇒ 小学校就学前まで

⇒

1号認定子ども ⇒ 年齢制限を撤廃
2号・3号認定子ども ⇒ 年齢制限を撤廃

上記のように拡大します。これにより、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。

※年収約360万円未満相当世帯とは、
1号認定⇒2・3階層が対象となります。
2号・3号認定⇒B～D1階層が対象となりますが、ひとり親世帯等
以外ではB～D0階層が対象となります。

ひとり親世帯等の保育料負担軽減の拡大について

「年収約360万円未満相当世帯」に限り、
最年長の子どもから順に1人目は半額、2人目以降は無料となります。

保育料の算定について（※平成27年度から市民税額で算定しています）

4月～8月分は29年度、9月～3月分は30年度の市民税額をもとに保育料を決定
しますので、金額が変更になる場合があります。

保育料算定上の市民税額について

保育料算定上の市民税額は、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金
等特別控除の税額控除をする前の税額です。

当該児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれら以外の扶養義務者
(生計の主宰者である場合に限る)の市民税の合計額によるものとします。

すこやか子育て支援事業について（※第2子以降の子どもを対象を拡大）

小学6年生以下の子どもを2人以上扶養し、第2子以降が保育所、幼稚園または認定
こども園に入園している場合の第2子以降の子どもの保育料を免除します。

なお、所得による制限があり、1号認定子どもの場合は2～4階層、2号・3号認定子ども
の場合はB～D3階層が対象となります。

【問い合わせ先】

島原市福祉保健部こども課
島原市上の町 537 番地
電話 0957-62-8003